第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目17番17号　ソレイユ武庫川206
債務者　佐々木樹哉
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５１号
兵庫県西宮市苦楽園一番町１番59号
債務者　山下　勝彰
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２７号
兵庫県西宮市石刎町２番35―103号　ミスター・ウォーター・フロント
債務者　市村　　健
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―824号、前住所兵庫県西宮市上田中町２番32号
債務者　里　　光広
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４０号
兵庫県尼崎市田能４丁目16番２―501号
債務者　村西　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８１号
福岡県久留米市国分町1906番地３　上津ハイツ105号
債務者　中川　　進
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目25番30号嘉数アパートＤ13
債務者　玉城　忠男
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８２号
沖縄県南城市玉城字愛地702番地１　コーポ愛地３―Ｅ号室
債務者　幸喜　圭吾
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２４号
秋田市河辺和田字坂本北355番地
債務者　吉川しのぶ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
石川県白山市富光寺町132番地、住民票上の住所金沢市東力３丁目２番地
債務者　南　亜希子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
長野県千曲市大字八幡2331番地の７、申立時の住所長野県千曲市大字八幡6030番地５　サンコーポラス八幡２棟104
債務者　宮川　幸江（申立時の姓名川）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１５号
長野県上田市蒼久保1649番地　みすず台団地第42―41号
債務者　佐藤　　操
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７６号
岐阜県加茂郡八百津町和知2193番地１
債務者　大島　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１８４号
三重県津市観音寺町767番地３、前住所三重県津市久居東鷹跡町198番地６　ＣＡＳＡ蒼Ｂ
債務者　藤田　　伸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８７号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ36番24号
債務者　濱田バネッサこと　ＨＡＭＡＤＡ　ＶＡＮＥＳＳＡ　ＤＥ　ＳＯＵＺＡ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市南旭が丘３丁目９番４号
債務者　佐藤　　靖
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８９号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目８番２号　ハイツ旭が丘つばき棟022―５
債務者　橋本　定典
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　津地方裁判所破産係